

第3次あやせ 男女共同参画プラン

前期実施計画

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

一人ひとりが すてきに生きよう



綾瀬市男女共同参画シンボルマーク

基本目標	4	基本施策	10	施策	18	事業数	82 うち 新規掲載事業:34 数値目標事業:41 再掲事業:13
------	---	------	----	----	----	-----	--



綾 瀬 市

令和3年2月策定

◆成果指標（目標年次:令和7年度）

	項目	現状値	目標値	目標値の設定根拠	
		令和2年4月1日現在	令和7年度		
男女共同参画の推進	1	◆社会全体の男女平等感の向上 社会全体で「男女の地位は平等になっている」と感じている市民の割合(市民意識調査P31)	12.9%	15.4%以上	・毎年0.5ポイント増加を見込んだ。 ※参考:国調査結果21.2%
	2	◆固定的性別役割分担意識の解消 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに「反対」「どちらかという反対」と答える市民の割合(市民意識調査P37)	51.7%	54.2%以上	・毎年0.5ポイント増加を見込んだ。 ※参考:国調査結果59.8%
ワーク・ライフ・バランスの推進	3	◆職場環境の改善 育児休業を「利用できる」と答える市民の割合(市民意識調査P84)	58.4%	60.9%以上	毎年0.5ポイント増加を見込んだ。
	4	◆ワーク・ライフ・バランスの向上 ワーク・ライフ・バランスが「実現できている」「おおよそ実現できている」と答える市民の割合(市民意識調査P90)	44.4%	46.9%以上	毎年0.5ポイント増加を見込んだ。
女性活躍の推進	5	◆待機児童の解消 保育所の待機児童数(国定義)	27人	0人	待機児童の解消を目指す。
	6	◆社会における女性の職業観の向上 女性が職業を持つことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答える市民の割合(市民意識調査P98)	39.7%	42.2%以上	毎年0.5ポイント増加を見込んだ。 ※参考:国調査結果61%
	7	◆職場における男女差別の解消 職場において、女性と男性の扱いが「公平」であると感じる市民の割合(市民意識調査P82)	17.8%	20.3%以上	毎年0.5ポイント増加を見込んだ。
あらゆる性の	8	◆DV被害者支援制度の認知向上 DV被害者の相談窓口があることを知っている市民の割合(市民意識調査P110)	62.2%	64.7%以上	毎年0.5ポイント増加を見込んだ。
	9	◆LGBTへの社会的理解の向上 LGBT(性的マイノリティ)という言葉の認知度(市民意識調査P34)	68.0%	70.5%以上	毎年0.5ポイント増加を見込んだ。

※国調査結果とは、令和元年度「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)による、国全体の調査値を指しています。

基本目標 1 男女共同参画の推進

基本目標 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 3 女性活躍の推進【女性活躍推進計画】

基本施策① 固定的な性別役割分担意識の是正	施策数	3	事業数	15
------------------------------	-----	---	-----	----

施策 1 男女平等意識の普及・啓発

固定的な性別役割分担意識や古くからの慣習などを取り除き、一人ひとりの市民が、性別や国籍によらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、男女平等意識を向上するための情報提供と意識啓発に取り組めます。
また、災害時の避難所運営等に女性の視点を取り入れるため、男女のニーズの違いを把握した適切な行動計画の策定と運用を推進します。

具体的方策	事業例	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	到達状態	担当課	備考
市民や事業所等への男女平等意識の普及・啓発	1 啓発紙「すてきに生きよう」の発行	啓発紙を発行し、市民や事業所等へ広く周知を図る(年1回)	年1回	年1回	年1回	年1回	必要な情報が、広く周知されている	企画課	継続
	2 市HPでの情報発信	適宜、内容を更新	→	→	→	→	継続的に情報が更新されている		新規
	3 意識啓発標語の募集(3カ年のモデル事業)	標語を募集し、啓発に活用する(年1回)	→	→			意識の啓発が図られている		新規
	4 事業所・商工関係団体への情報提供	関係資料を事業所・商工関係団体へ配布する	→	→	→	→	広く意識啓発が図られている	工業振興企業誘致課 商業観光課	継続
市職員への男女平等意識の普及・啓発	5 庁内啓発紙「デュエット」の発行	庁内啓発紙を発行し、市職員への意識啓発を図る(年2回)	年2回	年2回	年2回	年2回	職員の意識改革と職場環境が改善されている	企画課	継続
	6 市役所職員研修の実施	各階層別研修で「男女共同参画」及び「人権」に関する研修の実施対象:新採用時(年1回)	年1回	年1回	年1回	年1回	男女共同参画や性差別の問題点を把握・理解している職員が育成されている	職員課	継続
言葉の壁の解消と相互理解の促進	7 「外国人市民への情報提供ガイドライン」の全庁での運用	言葉の壁の解消に向けた取り組み	→	→	→	→	外国人市民の情報格差が解消されている	企画課	新規
防災活動や避難所運営等への女性の視点の取り入れ	8 地域防災計画や避難所運営マニュアルへの女性の視点の取り入れ	計画等の策定委員への女性の参画と、女性の視点による内容見直しへの支援を行う	→	→	→	→	男女共同の防災活動ができている	危機管理課	継続
	9 女性のニーズに対応した避難所運営支援	全ての地区対策本部に女性職員を配置し、避難所での女性のニーズに配慮する	全ての地区対策本部	全ての地区対策本部	全ての地区対策本部	全ての地区対策本部	女性のニーズに対応した避難所運営支援ができている		継続

施策2 学校生活における男女平等教育の推進

性別による差別や偏見等に敏感な視点をはじめとして、男女平等への高い意識を育成するため、義務教育の学童期から少年期まで男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通した総合的な男女平等教育の推進を図ります。また、家庭、地域、学校などにおける固定的な役割分担意識を解消するために、教員や保護者へ男女平等に関する意識の向上を図ります。

具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考
男女平等教育の推進	10 男女平等意識の配慮と実践	各学校において、教育活動全体を通し男女平等を意識し、配慮しながら実践する	→	→	→	→	男女平等観に立ち、お互いを尊重しながら楽しい学校生活を送ることができている	教育指導課	継続
性に関する教育・啓発の推進	11 性に関する教育・指導	性に関する教育・啓発活動について、教育活動全体を通して、配慮しながら実践する	→	→	→	→	お互いの性を理解し尊重し合いながら、協力して学校生活を送ることができている		継続
教員・保護者への啓発	12 啓発研修会等の実施	各種研修会を通して、男女平等教育等の意義について、教員や保護者への啓発に努める	→	→	→	→	教員や保護者の男女平等教育に関する意識の向上が図られている		継続

施策3 家庭や地域における男女平等教育の推進

家庭や地域における男女共同参画社会への認識を深めるための生涯学習として、講座や講演会等の開催や、男女共同参画に関する団体の支援を行います。

具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考
男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催	13 綾瀬市地域婦人団体連絡協議会事業として講座の開催	男女共生講座を開催(年3回)	年3回	年3回	年3回	年3回	学習機会の充実が図られている	生涯学習課	継続
家庭教育の充実	14 地域家庭教育講座の実施	市内すべての幼稚園と小・中学校で実施	→	→	→	→	性別にとらわれない学習機会の充実が図られている		継続
	15 家庭教育アドバイザーの設置	アドバイザー2名	2名	2名	2名	2名			継続

基本施策② 意思決定の場への女性の参画促進

施策数

4

事業数

7

施策1 審議会等委員への女性の参画促進

本市の附属機関等の女性委員比率は32.6%(R2.4現在)であり、国が市町村に求める目標値の30%を達成できています。そのため、より高い自主目標として、女性委員比率が40%以上となるよう、引き続き登用率の向上に取り組み、市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考
各種審議会等委員の選出方法の見直し	1 綾瀬市審議会等の委員への女性の登用推進	審議会等の女性委員比率の調査(年1回)	年1回	年1回	年1回	年1回	毎年の実態把握により、各審議会等の女性登用が推進されている	企画課	継続
女性委員比率の設定	2 綾瀬市審議会等の委員への女性の登用率向上	女性委員比率40%以上	40%以上	40%以上	40%以上	40%以上	女性の登用推進要綱による目標の40%以上が達成されている		継続

施策2 政治分野への女性の参画促進

平成30年に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき、政治分野への女性の参画について、意識啓発に取り組みます。

具体的方策	事業例	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	到達状態	担当課	備考
政治分野への女性の参画の啓発	3 市HPでの啓発	適宜、内容を更新	→	→	→	→	継続的に情報が発信されている	企画課	新規
	4 会議規則に欠席の届出を規定	会議規則に欠席による欠席を規定	→	→	→	→	議会活動への女性の参画が促進されている	議会事務局	新規
	5 綾瀬市明るい選挙推進協議会での啓発	街頭啓発時に配付する選挙啓発ビラの余白に法令周知文を掲載	→	→	→	→	法令の周知が発信されている	選挙管理委員会事務局	新規

施策3 事業所・団体における女性の参画促進

市内事業所等へ、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の趣旨の浸透を図り、女性の積極的な登用や、女性が能力を十分に発揮できるような環境づくりに向けた意識啓発に取り組みます。なお、主な具体的方策は関連施策である「基本施策⑦ 職業生活における女性活躍の推進」に位置付けています。

具体的方策	事業例	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	到達状態	担当課	備考
事業所・商工関係団体への啓発	6 事業所・商工関係団体への情報提供【再掲】	関係資料を事業所・商工関係団体へ配布する	→	→	→	→	広く意識啓発が図られている	工業振興企業誘致課 商業観光課	継続

施策4 地域活動における女性参画の促進

本市自治会における、区長以上の女性役員の参画は1割程度の状況にあります。そのため、地域社会における男女共同参画を推進するために、女性役員の就任促進を図ります。

具体的方策	事業例	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	到達状態	担当課	備考
女性役員の就任促進	7 自治会女性役員の参画率の向上	女性役員比率10%以上	11%以上	12%以上	13%以上	14%以上	女性役員の就任率が向上している	市民協働課	継続

基本施策③ 仕事と家庭生活との両立支援

施策数 1 事業数 5

施策1 男性の家庭や子育てへの参画の推進

男性が、家庭・子育て等に参画できるような働き方の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての普及啓発を図ります。

具体的方策	事業例	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	到達状態	担当課	備考
育児・介護休業制度の普及・定着とその取得の理解に関する啓発	1 市役所における育児・介護休業制度の普及・定着	育児に関する特別休暇取得率50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	職員の両立支援体制が確保されている	職員課	新規
	2 男性職員育児休業希望者の取得率100%	100%	100%	100%	100%	継続			
	3 事業所等における育児・介護休業制度の普及・定着	関係資料を事業所等へ配布する	→	→	→	→	広く意識啓発が図られている	工業振興企業誘致課 商業観光課	継続
男性の子育てへの参画支援	4 母親・父親教室の実施	母親・父親教室の実施年4コース	年4コース	年4コース	年4コース	年4コース	男性も子育てに参画している	健康づくり推進課	継続
夫婦の家庭教育への参加促進	5 講座等の実施	家庭教育講座の開催(年1回)	年1回	年1回	年1回	年1回	夫婦で参加できる学習機会の充実が図られている	生涯学習課	継続

基本施策④ 働き方改革の推進							施策数	1	事業数	3
施策1 長時間労働の是正と多様な働き方の推進										
男女がともに多様な働き方・生き方を選択し、一人ひとりの能力が十分に発揮できるよう働き方の見直しなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての普及啓発を図ります。										
具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考	
ワーク・ライフ・バランスの充実に関する意識啓発	1 啓発紙「すてきに生きよう」の発行【再掲】	啓発紙を発行し、市民や事業所等へ広く周知を図る(年1回)	年1回	年1回	年1回	年1回	必要な情報が、広く周知されている	企画課	継続	
	2 庁内啓発紙「デュエット」の発行【再掲】	庁内啓発紙を発行し、市職員への意識啓発を図る(年2回)	年2回	年2回	年2回	年2回	職員の意識改革と職場環境が改善されている		継続	
多様な働き方の推進	3 市役所における多様な働き方の推進	時差勤務、フレックスタイム制勤務、在宅勤務の実施	→	→	→	→	ライフステージに応じた、多様な働き方が選べるようになっている	職員課	新規	
基本施策⑤ 総合的な子育て支援の促進							施策数	1	事業数	9
施策1 子育て支援サービスの充実と質の向上										
保育を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、保育所の定員増など受入れ体制を拡充するとともに、ライフスタイルの変化により多様化する保育ニーズに対応するため、弾力的で多様な子育て支援サービスの充実を図ります。										
具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考	
放課後の児童健全育成事業の推進	1 放課後児童クラブの運営	待機児童数0名	0名	0名	0名	0名	子育てと仕事の両立が可能となっている	青少年課	継続	
保育所整備事業の充実	2 民間保育所等の整備	待機児童数0名(国定義)	0名	0名	0名	0名	待機児童が解消されている	子育て支援課	継続	
多様な保育サービスの提供	3 延長保育事業	延長保育の実施	→	→	→	→	子育てと仕事の両立が可能となっている		継続	
	4 一時保育事業	一時預かり保育の実施	→	→	→	→			継続	
	5 病児保育事業	病児保育の実施	→	→	→	→			新規	
	6 ファミリー・サポート・センター事業	利用の促進	→	→	→	→			新規	
保育サービスの情報提供や入所支援	7 保育コンシェルジュの設置	保育コンシェルジュ2名	2名	2名	2名	2名	各家庭のニーズにあった保育サービス利用に向けた支援ができています		継続	
父親・母親教室、子育て教室、思春期健康相談の充実	8 父親・母親教室、子育て教室の充実	子育て練習講座の実施	→	→	→	→	子育てのイライラやストレスを減らし、良好な親子関係を築く支援ができています	継続		
子育てに関する相談支援体制の確保	9 子育て相談事業	保健師等による子育て相談事業の実施	→	→	→	→	相談支援体制が整備されている	健康づくり推進課	継続	

基本施策⑥ 介護を社会全体で支える環境づくり							施策数	1	事業数	4
施策1 介護サービスの充実と質の向上										
介護を理由とするやむを得ない離職をなくし、男女が共に責任を分かち合い、仕事と家庭生活の両立が可能となるよう、介護支援提供基盤の整備や、必要な介護サービスを身近に利用できる地域包括ケアシステムを推進し、家庭内における介護負担を軽減します。また、併せて介護予防の取り組みも推進します。										
具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考	
介護サービスの充実	1 地域密着型サービス事業所の整備	支援提供基盤の整備	→	→	→	→	要介護認定者に対し、介護保険サービスに加えて、適切な福祉サービスの提供が行われ、福祉の向上が図られている	高齢介護課	新規	
介護予防の推進	2 元気高齢者の社会参加の促進	アクティブ・シニア応援窓口による高齢者の社会参加の促進	→	→	→	→	高齢者の社会参加の促進により、健康寿命の延伸が図られている		新規	
介護サービスの充実と介護予防の推進	3 地域包括ケアシステムの推進	基幹型地域包括支援センターを中心とした、地域包括ケアシステムの推進	→	→	→	→	地域や個人が抱える生活課題を解決するための、包括的な支援体制が整備されている	地域包括ケア推進課	継続	
介護に関する相談支援体制の確保	4 地域包括支援センターでの相談事業の実施	地域包括支援センターによる総合相談事業の実施	→	→	→	→	相談支援体制が整備されている		新規	
基本施策⑦ 職業生活における女性活躍の推進							施策数	2	事業数	11
施策1 女性の就労とキャリアアップへの支援										
女性に対する就労やキャリアアップ支援のほか、女性管理職の登用促進によるロールモデルの創出等により、子育てや介護などで離職した女性の再就職を後押しするとともに、女性の職業分野における活躍を推進します。また、子どものうちから、将来の社会的・職業的な自立に向けて、基盤となる能力や態度を育てるためのキャリア教育を推進します。										
具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考	
女性の能力開発とキャリアアップ支援	1 女性就労等支援事業補助金	資格取得費用の助成 7名	7名	7名	7名	7名	子育て中の女性の再就職やキャリアアップが促進されている	企画課	継続	
市職員採用試験の女性受験者割合の向上	2 女性が市役所試験を受験するための取り組み	女性受験者割合 30%	31%	32%	33%	34%	女性受験者割合が、毎年1%高められている	職員課	新規	
市職員の管理・監督者の女性割合の向上	3 女性が管理・監督者になるための取り組み	管理・監督者の女性職員の割合 18.5%	19%	19.5%	19.8%	20%	管理・監督者の女性職員の割合が20%を超えている		新規	
女性に対する創業支援	4 創業相談と支援	創業相談と支援の実施	→	→	→	→	女性の創業(活躍)が促進されている	商業観光課	新規	

女性の職域拡大	5	活躍事例の情報発信	新たな工業データベースで、ものづくり現場で活躍する女性などのロールモデルを発信し、就労先としてのイメージ向上を図る	→	→	→	→	継続的に情報が発信されている	工業振興企業誘致課	新規
女性に対する就業支援	6	ジョブスポットあやせでの就業相談と支援	就業相談と支援の実施	→	→	→	→	身近なハローワークとして、就業支援が実施されている	工業振興企業誘致課	新規
女性に対する就業支援	7	マザーズハローワークの情報提供	市HPで提供	→	→	→	→	継続的に情報が発信されている		新規
子どもへのキャリア教育	8	小・中学校でのキャリア教育の実施	社会的・職業的自立の基盤となるキャリア教育の実施	→	→	→	→	児童・生徒の社会的・職業的自立に向け、必要な力が育てられている	教育指導課	新規

施策2 女性が働きやすい職場環境の確保

女性用トイレや更衣室の設置など、女性の雇用拡大と定着につながるような職場環境の整備のほか、時差勤務や在宅勤務といった多様な働き方の取り組みを推進することで、女性が働きやすい職場環境をつくります。また、国などが実施する関連支援施策を事業所等へ情報提供し、利用を促します。

具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考
多様な働き方の推進	9 市役所における多様な働き方の推進【再掲】	時差勤務、フレックスタイム制勤務、在宅勤務の実施	→	→	→	→	子育て期などのライフステージに対応した、多様な働き方が選べるようになっている	職員課	新規
職場環境の整備	10 ダイバーシティ経営推進補助金	環境整備費の助成 2件	2件	2件	2件	2件	市内事業所の環境整備が促進されている	工業振興企業誘致課	継続
関連支援施策の情報提供	11 事業所等への関連支援施策の情報提供	両立支援等助成金、トライアル雇用助成金、公的職業訓練などの周知	→	→	→	→	継続的に情報が提供されている		新規

基本目標 4 あらゆる性の人権尊重

基本施策⑧ 人権意識の向上 施策数 1 事業数 6

施策1 あらゆる性に関する人権意識の向上

性差による偏見を是正し、男女平等な社会を形成するために、ジェンダーにとらわれない意識の醸成や固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。そこで、性の多様性の理解とともに、あらゆる性に関する人権尊重への意識啓発に取り組みます。

具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考
あらゆる性に関する人権意識啓発	1 啓発紙「すてきに生きよう」の発行【再掲】	啓発紙を発行し、市民や事業所等へ広く周知を図る(年1回)	年1回	年1回	年1回	年1回	必要な情報が、広く周知されている	企画課	継続
	2 庁内啓発紙「デュエット」の発行【再掲】	庁内啓発紙を発行し、市職員への意識啓発を図る(年2回)	年2回	年2回	年2回	年2回	職員の意識改革と職場環境が改善されている		継続

あらゆる性に関する人権意識啓発	3	市役所職員研修の実施【再掲】	各階層別研修で「人権」及び「男女共同参画」に関する研修の実施対象:新採用時(年1回)	年1回	年1回	年1回	年1回	男女共同参画や性差別の問題点を把握・理解している職員が育成されている	職員課	継続
	4	人権擁護委員による啓発活動の実施	人権擁護委員の日及び人権週間において啓発活動を実施(年2回)	年2回	年2回	年2回	年2回	市民への意識啓発が図られている	市民課	新規
	5	性の多様性を考える映像教材の貸出	市内の団体等に貸出を行う(1団体以上)	1団体以上	1団体以上	1団体以上	1団体以上	団体等で意識啓発が図られている		新規
	6	講演会の実施	人権を考える講演会の開催(年1回)	年1回	年1回	年1回	年1回	性別にとらわれない人権意識を高める機会の充実が図られている	生涯学習課	継続

基本施策⑨ 相談・支援体制の充実 施策数 2 事業数 10

施策1 各分野における相談支援体制の確保

障がい者、高齢者、外国人市民、ひとり親家庭など、生活上の困難を抱えている方への人権配慮の観点から、必要な支援に適切に繋がられるような相談支援体制を確保します。

具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考	
多言語での情報提供	1 多言語生活情報紙の発行	9言語 年3回	9言語 年3回	9言語 年3回	9言語 年3回	9言語 年3回	外国人市民が必要とする各種生活情報が提供されている		継続	
各種相談支援体制の充実	2 行政通訳員の配置	4言語配置	4言語配置	4言語配置	4言語配置	4言語配置	外国人市民の市役所窓口での手続きや相談における言葉の壁が低減できている	企画課	継続	
	3 音声翻訳システムの配備	市役所窓口課に音声翻訳システムを配備	→	→	→	→		新規		
	4 障がい児者相談支援センターでの相談支援事業の実施	障がい児者相談支援センターによる総合的な相談支援事業の実施	→	→	→	→		障がい児者の生活を総合的に支援している	障がい福祉課	新規
	5 地域包括支援センターでの相談事業の実施【再掲】	地域包括支援センターによる総合的な相談支援事業の実施	→	→	→	→	地域の高齢者の生活を総合的に支援している	地域包括ケア推進課	新規	
	6 人権擁護委員による人権相談の実施【再掲】	毎月1回、特設相談年2回	毎月1回、特設相談年2回	毎月1回、特設相談年2回	毎月1回、特設相談年2回	毎月1回、特設相談年2回	毎月1回、特設相談年2回	人権問題に関する相談支援体制が確保できている	市民課	新規
	7 母子・父子自立支援員による相談事業	支援員1名配置	1名配置	1名配置	1名配置	1名配置	1名配置	ひとり親家庭の生活の安定と自立が促進されている	子育て支援課	継続

施策2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障

人権の一つである「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」を保障するため、男女の生涯にわたる「性と生殖に関する健康」に向けた取り組みを推進します。

具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考
-------	-----	----	----	----	----	----	------	-----	----

リプロダクティブ・ヘルツ/ライツの普及・啓発	8	妊婦健康相談	母子手帳発行時に実施	→	→	→	→	相談支援体制が整っている	健康づくり推進課	継続
	9	がん検診	乳がん検診や子宮がん検診など女性特有のがん検診の実施	→	→	→	→	がんの早期発見と疾病予防に向けた支援体制が整っている		継続
	10	ヘルスアップセミナー	年間1コース(1日間)	年間1コース	年間1コース	年間1コース	年間1コース	中高年期の男女の心と体の変化とその対応を学び、生涯にわたる健康づくりの実践が図られている		継続

基本施策⑩ DV等の防止【DV防止基本計画】 施策数 2 事業数 12

施策1 DV等の防止に向けた啓発

DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪等の暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題です。こうした暴力の根絶に向けて、暴力は重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、暴力を許さない社会の意識醸成に取り組みます。

具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考
DV等の防止に向けた意識啓発	1 市役所職員研修の実施【再掲】	各階層別研修で「人権」及び「男女共同参画」に関する研修の実施 対象:新採用時(年1回)	年1回	年1回	年1回	年1回	男女共同参画や性差別の問題点を把握・理解している職員が育成されている	職員課	継続
セクハラに対する意識啓発	2 市職員に対する研修の実施	研修の実施	→	→	→	→	セクハラに関する正しい理解をできる職員が育成されている		継続
DV等防止に向けた意識啓発	3 DVに関する啓発活動の実施	人権擁護委員の日及び人権週間において啓発活動を実施(年2回)	年2回	年2回	年2回	年2回	被害者の早期発見、早期対応を図るため、DV等防止の啓発が進んでいる	市民課	新規
	4 市HPでの啓発	適宜、内容を更新	→	→	→	→	継続的に情報が更新されている		新規
	5 講演会の実施【再掲】	人権を考える講演会の開催(年1回)	年1回	年1回	年1回	年1回	性別にとらわれない人権意識を高める機会の充実が図られている	生涯学習課	継続
人権に対する意識啓発	6 人権擁護委員による人権に関する啓発活動の実施【再掲】	人権擁護委員の日及び人権週間において啓発活動を実施(年2回)	年2回	年2回	年2回	年2回	セクハラをはじめとする様々なハラスメント防止に向け、市民の意識啓発が図られている	市民課	新規

施策2 DV等の被害者への支援

DV等の被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談環境の確保に努めるとともに、被害者の精神的負担を軽減し、具体的な解決につなげるための自立に向けた支援を行います。また、庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じた情報交換や事例検討により支援の充実を図るとともに、研修会等により相談員の知識や技能の向上を図ります。

具体的方策	事業例	R3	R4	R5	R6	R7	到達状態	担当課	備考
市役所におけるセクハラ相談体制の確保	7 相談員(兼務職員)の配置	相談員2名の配置	2名配置	2名配置	2名配置	2名配置	相談支援体制が確保されている	職員課	継続

DV相談	8	DV相談員によるDV相談の実施	週5日実施	週5日実施	週5日実施	週5日実施	週5日実施	週5日実施	相談窓口の周知とともに、専門性の高い相談員を確保できている	市民課	継続
	9	DV相談員の研修	年間3回実施	年間3回実施	年間3回実施	年間3回実施	年間3回実施	年間3回実施	相談員の専門性を向上させ、相談者に配慮した支援が行われている		新規
	10	関係機関との連携(要対協等)	随時情報提供・共有	→	→	→	→	→	相談や支援に関わる国等の関係部署との連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携が図られている		新規
	11	DV等を市HP等で情報提供	随時更新	→	→	→	→	→	継続的に必要な情報が提供できている		新規
人権相談	12	人権擁護委員による人権相談の実施【再掲】	毎月1回、特設相談年2回	毎月1回、特設相談年2回	毎月1回、特設相談年2回	毎月1回、特設相談年2回	毎月1回、特設相談年2回	毎月1回、特設相談年2回	市民への相談支援体制が確保されている		新規